

The Establishing of the State Monopoly Capitalism in Japan : A Study on the Japanese Capitalism between World War I and II (9)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20080

日本における国家独占資本主義の成立

——戦間期日本資本主義の研究(9)——

村 上 和 光

The Establishing of the State Monopoly Capitalism in Japan
A Study on the Japanese Capitalism between World Wars I and II (9)

Kazumitsu MURAKAMI

は じ め に

前稿までで、戦間期日本資本主義の構造を、その「歴史的前提」をふまえて、その構造を形成するいくつかの側面にそくして個別的に検討してきた。つまり、戦間期日本資本主義の最基底をなす「産業構造」を出発点にし、そのもとで展開をみる資本蓄積運動を規制・調整するものとして次に「財政構造」・「金融構造」を分析したうえで、さらにそこから帰結する「農業構造」と「対外関係」を考察しながら、それを「景気循環」と「労資関係」において最終的に総括する、という手続きを重ねてきた。そしてこのような個別的検証を通して、戦間期日本資本主義は第1次大戦—1920年代—30年代＝満州事変期という過程の中で大きな変質をとげたことを各側面ごとに確認した。それこそこの1930年代を中軸とする戦間期に日本資本主義が現代資本主義＝国家独占資本主義へ転換したことの各側面ごとの表現形態に他ならず、したがってこのような検討作業によってこの戦間期に日本資本主義もいわゆる国独資の移行をはたしたことは一応結論づけられることになる。

しかしそのうえで最後に残された課題がなお存在している。すなわち、それら各個別側面に立脚した日本資本主義の国独資化を総括して日本資本主義全体の体制的な国独資への推転を総合的に解明すること、これである。そこで本稿では戦間期日本資本主義の各個別側面の動向をふまえて、それを総合的に総括しながら日本における国独資の成立を体制的・構造的に考察す

ることが課題となる。まさにその作業をふまえてこそ、次の課題である「戦時統制経済」の分析への接続も視野に入ってくるとも考えられよう。

I 論争の展開と検討

〔1〕そこでまず最初に日本における国独資の成立に関するいくつかの代表的見解¹⁾を検討していくことにしよう。まず第1に最も早く日本国独資に対してある程度まとまった説明を提起したのは井上晴丸・宇佐美誠次郎である。その場合、当面のポイントは日本における国独資の成立に関する諸論点に他ならないが、日本における国独資の成立論理は、国独資の一般規定を前提にしつつそれを日本に適用したものとなるわけであるから、その前提として井上・宇佐美における国独資の一般規定をみておかなければならない。さて井上・宇佐美説では国独資への①移行「契機」としては「まさしく全般的危機であるが、全般的危機一般ではな²⁾く「戦争・混乱・大恐慌」というような深刻な事態におけるそれである」として政治的視点を強調しつつ「危機原因説」が展開されたうえで②その移行「必然性」³⁾に関して「資本の運動法則から内面的につかむ」点が重視される。そしてまさにそれをふまえて③その「本質」が提示され「それまで流通部面を主としており局部的であった国家の作用が全面化する方向をとり、国家は独占資本⁴⁾によって生産部面の内部にまでひきずり込まれる」という点に設定されていくのである。

みられるように井上・宇佐美説は経済的危機と政治的危機とを結合させうでその危機への対応として、国家による、単なる流通部面ではない生産部面内部への介入＝統制という点で国独資が把握されているとみていい。そこでこのような一般的規定に立脚した日本国独資の成立論だが、最初に①その「成立メルクマール」については「収奪と横領に帰結する資本の運動法則の変形が、国家の生産部面の内部への引きずりこみによって行われるということこそが、独占資本主義の国家独占資本主義⁵⁾への移行の最も基本的なメルクマールである」として——すでに国独資一般論でみた——「国家の生産部面の内部への引きずりこみ」という点が確認される。それにもとづいてつぎに②具体的に「成立時期」が示されこのような「国家権力の生産部面の内部への引きずりこみ」が「1936—37年以後に最も顕著に現われた」という意味で「この1936年とそれにくびすを接する日華事変の年1937年こそは、国独資への移行開始のエポックと見ることができる⁶⁾」と主張される。そのうえで③この成立の具体的「指標」だが、「国家の生産部面の内部への引きずりこみ」をそのポイントとして、「輸出入品等臨時措置法」・「臨時資金調整法」(37年9月)・「国家総動員法」(38年4月)という「国独資的戦時統制の根幹となる法律⁷⁾」と、「軍需工廠等の設備の増大と役割の強化⁸⁾」「大蔵省預金部資金の増大⁹⁾」「特殊勘定の増大¹⁰⁾」「軍事費を中心とする予算の膨張¹¹⁾」と「公債・通貨の激増」などの「国家資本の役割の増大」¹²⁾とがあげられていく。以上のように、井上・宇佐美説では「国家権力の生産部面の内部への引きずりこみと国家資本の役割の増大¹²⁾」とをメルクマールとして、日本国独資は1936—37年（日中戦争・準戦時期）を画期として成立したとされている、と整理可能であろう¹³⁾。

つぎに第2は大内力説である。まず大内説による①国独資一般の移行「契機」からみていくと、それはいうまでもなく「全般的危機の直接の産物¹⁴⁾」であるとして全般的危機が強調される

がその立入った内容としては「世界史的にみれば社会主義の第1段階がはじまったという歴史的段階」において「階級関係の変化→階級対立の激化→資本主義的支配体制の危機という一連の媒介項を経てはじめて¹⁵⁾」出現する事態だとされる。そのうえで②国独資への移行「必然性」については、「このように社会主義の第1段階がはじまり、全般的危機が開始された」という「この世界史的過程は、一度それぞれの帝国主義国の内部の問題に吸収されることによって国独資を必然にする¹⁶⁾」とされ、「その媒介をなしたのは、いうまでもなく世界恐慌である¹⁶⁾」と理解される。つまり「恐慌の過程で資本の支配体制が一時的にもせよ混乱することとあいまって、それが資本主義の崩壊の危機をつくりだす」わけであり、他方「すでに社会主義が世界経済を支配するひとつの体制として存在していることによって」「資本主義の体制の崩壊を可能にする条件は、じゅうぶん成熟していたのであ¹⁷⁾」って、「ここに、はじめて全般的危機が、各国の資本主義自体の問題として提起されたのであり、それゆえにまた、国家の力を借りて恐慌からの離脱をはかることが必然になった¹⁷⁾」とまとめられていく。この点をふまえて次に③国独資の「本質」が問題とされ「国家の経済にたいする干涉一般ではなく、その特有な干涉の形態をみいださなければならない」という点からまさに「金本位制の放棄、管理通貨制への移行¹⁸⁾」という「点にこそ……国独資の本質がある¹⁸⁾」と考える¹⁸⁾」と明確にされる。そこでこの本質的メルクマールを前提にして④国独資の「機能」が押えられ、「金本位制を放棄することによって、国は、経済にたいする干涉力を何倍かに拡大し、はじめて『全般的』とか『決定的』とかという¹⁹⁾」ような作用をもちうるようになった¹⁹⁾という事実²⁰⁾」に立脚して「恐慌が回避されている点²⁰⁾」が注目される。

以上みたように大内氏の国独資の一般規定は全般的危機＝社会主義の成立を背景とし世界恐慌を直接の契機としながら管理通貨制を基軸とした国家の財政金融政策によって恐慌脱出とそ

の予防をめざした体制だとまとめられるが、そうであればこの国独資の一般規定における明確なメルクマールからすれば日本における国独資の成立についても明瞭な規定づけが当然出てこよう。まさにそのような一般規定の日本への適用として、「31年12月には日本はふたたび金本位制から離脱をし、いわゆる管理通貨制への終局的な移行をとげるのである」²¹⁾り「このときをもって、日本の資本主義もまた、国独資の体制に移行したということができるのである」と結論される。そしてその視点から昭和恐慌からの脱出と満州事変の展開を可能にしたのが「インフレーション²²⁾を基軸とした国独資的な一連の措置であった」とし、「日本のばあいには、この財政インフレーションを中心とするスペンディング・ポリシーは、主として満州事変をきっかけとする軍備の拡張と中国大陸への資本輸出を基軸にして展開された」²³⁾とされるから、結局日本における国独資成立のメルクマールは1931-32年の金輸出再禁止-管理通貨制移行と高橋財政の展開におかれているとしばることが可能であろう。

こうして井上・宇佐美説——「国家統制の生産への引きずりこみ」をメルクマールとする日華事変=1937年成立説と、大内説——「管理通貨制によるフィスカルポリシー展開」をメルクマールとする満州事変=1931年成立説、の2つをまずみてみた。これこそこれ以後の議論の原型を形作った2大源流だが、その検討はのちにおこなうこととして、この2つを立脚点にしたより新しい問題提起をまず概観しておきたい。

〔2〕まず第1は中村政則氏の「2段階進行説」である。さて中村氏はまず一方で、井上・宇佐美説に対して、その論理ポイントをなす「国家が生産部面のなかに全面的に引きずり込まれる」という「規定自体ひじょうにあいまいであり」「流通部面」と「生産部面」との「両者を区別することにどれだけ積極的意義があるか疑問だし」「どこからどこまでが部分的・局部的で、どこからが全面的統制かをいちがいに規定する

ことはできない」他、その「引きずり込」みをあらわす諸方策も結局「いわば戦時経済統制と²⁴⁾区別しがたいもの」になっていると批判する。つぎに他方で、大内説に対しては、「管理通貨制採用の一点を強調しすぎるあまり、戦前日本資本主義の構造的特質に規定された国独資への移行の独自性を軽視する傾向にある」²⁵⁾として批判を提出する。以上のような先行研究に対する認識をふまえて、「管理通貨制度下のインフレ政策を国独資の本質機能とみる大内説を一面で取り入れつつ、他面では、戦前日本資本主義の構造的特質に規定された国独資への移行の日本的独自性に着目すべきことを主張した」²⁶⁾以下のような中村説=「2段階進行説」が打ちだされていく。

つまり、①国独資の「本質機能」を「国家の独占体への従属強化にあり、したがって管理通貨制度下のインフレ政策の本質もあくまで²⁷⁾独占資本のための有効需要の創出にある」とみたうえで、②その「移行契機」・「必然性」としては「この独占のための有効需要政策が有効に機能²⁸⁾するため」の条件としての「戦前日本資本主義の主要な構成要素である財閥資本・寄生地主制・植民地、この3つの環における強力な再編成(=構造転機)²⁹⁾」が指摘される。そしてそのうえで③成立「メルクマール=時期」がまとめられ、以上の再編成が「昭和恐慌、満州侵略、高橋財政の展開を第1の画期に、2・26事件、日中戦争、国家総動員法³⁰⁾を第2の画期として2段階³¹⁾構えで進行した」以上、「日本における国独資への移行は1931-32年の一般的な国独資の成立、36-38年の戦時国独資への移行という2段階をもって画される」とまとめられていく。こうして中村説は、井上・宇佐美説の「戦時統制」的視点と大内説の「管理通貨制・インフレ」的視点とを折衷することによって国独資の成立を1931-32年=「一般的成立」と36-38年=「体制的³²⁾確立」との「2段階」においてとらえる「2段階進行説」になっているといえよう。

つづいて第2に三和良一説に目を移そう。さ

て三和説の体系は基本的には大内説を立脚点としながらもより多面的な視点をおりこんで国独資の内実を一層奥行き深いものになっている。まず三和氏による国独資の一般的規定からみていくと、最初に①その「形成契機」についてはそれを経済過程と政治過程との両面に区分しつつ、1つに「経済過程」の面では「過剰資本と過剰労働力の処理が、経済過程の自律的調整作用によっては著しく困難になった³³⁾」こと、もう1つとして「政治過程」の面では「階級的対立が激化し、ロシア革命に代表される、資本主義体制の全面的否定の動きが顕著になる³⁴⁾」ことに求めたうえで、②国独資の「本質」=特質に関しては「体制維持は、直接的には、1国の政治的統合を持続させることであるから、国内の諸階級・諸階層の対立する諸利害関係を、政治過程に固有の政策手段によって調整する努力が払われる³⁵⁾」点が強調される。以上のような国独資の把握から帰結して④その「機能」に関しては、まずそれはⅠ「対内側面」とⅡ「対外側面」からなりⅠはさらにA「階級対立が爆発点に達することを回避するための被支配階級にたいする宥和政策（アピーズメント・ポリシー）」とB「資本に利潤を保証する資本蓄積維持対策³⁶⁾」とから構成されるし、またⅡとしては、A「資本蓄積の維持」政策とB「国際的対立の調整」とに分けられる、とされていく。

ではこのような国独資の一般的規定にもとづいて三和説では日本における国独資の成立がどのように把握されているだろうか。さて三和氏は「高橋財政期に展開された経済政策を、ひとまず、体系化された国独資の経済政策としてとらえることができる³⁷⁾」としたうえでしかし「高橋財政期に先立つ時期から、国独資の政策が、初発的に、体系化されないかたちで、いわば断片的に登場していたと考えられる³⁸⁾」という点から、第1次大戦以降の国独資のあらわれを以下のようにまとめられる。つまり、①「第1次大戦—井上財政まで」——「経済過程における体制的危機」の下で「支配階層が体制的危機を主観

的意識として持」ちそれに対応して「政府は、この新しい事態に対処して、新しい政策対応を開始した」段階＝国独資政策の「初発的・端緒的出現³⁹⁾」の時期。②「井上財政期」——「金解禁・デフレーションを政策手段とした生産力保証政策（同時に、国民経済視点の再生産維持＝国際収支均衡政策）と、そのマイナス効果に対応する利潤保証政策、階級宥和政策という政策連関」をもつといてよく、その意味で「国独資の政策史のうちに位置づけ⁴⁰⁾」られる点で「国独資の政策の一種⁴¹⁾」とみなしうる局面。③「高橋財政期」——「先行する時期とくらべると経済的メリットによる階級宥和政策が登場し、また、金本位制停止のもとで利潤保証政策が大規模に実施されるに至った点⁴²⁾」が重視されつつ「国独資の政策としてはじめて本格的に体系化されたものと評価できる」段階。④「準戦時・戦時期」——「高橋財政期の政策展開が、平時における国独資としてとらえられるのに対して、それにつづく準戦時・戦時期は、戦時国独資と呼ばれる⁴³⁾」時期。以上のように三和説によれば、日本における国独資の成立は、高橋財政期をその体系化とみたうえで、第1次大戦—20年代＝「初発的・端緒的形態」→井上財政期＝国独資の「一種」→高橋財政期＝「本格的」「体系化」→準戦時・戦時期＝「戦時国独資」、という一連の「連続性⁴⁴⁾」と「断絶性」の中で理解しなければならないとされている。

〔3〕以上、日本における国独資の成立について代表的な4つのパターンをとりあげてみた。その4つのさらなるバリエーションももちろんいくつか存在するが、それはのちにそれぞれと関連させてふれることにし、さしあたりここではこの4つの相互連関とその内容についてもう少し立入って検討しておくことにしよう。

まず最初にこれら4説の相互位置関係を図式化しておく以下のように整理できる。つまり日本における成立時期をポイントとして区分してみると、第1に特定の時期を画期としてその成立を示そうとするタイプⅠといくつかの段階

の進行プロセスにそくしてその成立を考えようとするタイプIIとにまず分けられる。いうまでもなく井上・宇佐美説と大内説がタイプIであり中村説・三和説がタイプIIということになる。そのうえで第2にこのタイプIとIIがそれぞれ2つに分類でき、特定の画期を設定するタイプIはその特定の時期を37年段階＝日華事変におく井上・宇佐美説①とそれを31年＝満州事変に求める大内説②に細分できるし、連続プロセスを重視するタイプIIはさらに、37年以降の統制強化をも強調しつつ31・2年と36・7年の2段階を主張する中村説①と第1次大戦→20年代→井上財政をも視野に入れつつ大戦から準戦時期までの一連の過程を重視する三和説②とに区分できる。こうしてこれら4つの説は日本国独資の成立画期のとり方を基準としてI—①・②、II—①・②の4つにタイプ化可能である。

そこでこのような図式を前提として、その各説の妥当性を検証するためにこれら4説を具体的に検討していこう。まずI—①の井上・宇佐美説については、国家の「流通部面」だけでなく「生産部面の内部への引きずりこみ」に国独資の一般規定を求めることが、「生産部面」と「流通部面」との区別の曖昧性・無意味性あるいはその具体的指標の不適切性などからしてまず大きな難点をかかえている以上当然のこととして、この「生産部面の内部への引きずりこみ」をもっぱら国家統制に集約しつつこの国家統制の強化という点から36・37年⁴⁵⁾を「国独資への移行開始のエポックと見ることは決定的な問題を残すことになる⁴⁶⁾。つぎにI—②の大内説はどうか。この大内説では管理通貨制に立脚したフィスカルポリシーによる景気調整を国独資の一般規定上の本質とみ、その適用として31年の管理通貨制への移行とそれによる高橋財政をもって日本における国独資が主張されている点で、論理一貫性がみとれて評価できる。しかしなお残る問題点は、国独資の基本規定をインフレ＝賃金低下という点の景気調整策におくこ

とは国独資の本質規定として狭すぎ、それを前提とした階級宥和策をも含めた体制維持対策という視点が弱いことであろう。したがって31年段階という特定時期を管理通貨制を基準として設定することは評価できるものの、それをメルクマールとする際の成立内容についてはさらなる考察余地を残しているといえよう。

さらにII—①の中村説だが、ここでは、国独資の一般的本質を「国家の独占体への従属強化」に求めたがって管理通貨制のポイントを「独占資本のための有効需要の創出」におく点は国独資の本質を独占の救済・援助につなげる傾向をもたらし疑問であるし、そのことが経済統制を国独資の主要な契機にして36・37年段階を重視してしまう問題性の背景にもなっている。しかしそれだけではない。そもそも国独資の成立を2段階の論理で説明しようとする⁴⁷⁾こと自体にヨリ基本的な難点があるといつてよく、2段階の相互関係にさらなるふみこんだ判断を加えることなしに、単に31・32年段階と36・37年段階との「2段階」で進行したとするだけでは、「生成→発展→確立→変質」をとげる、日本国独資という1つの社会現象の体制的成立を論理的に明示したことにはならない点で根本的に疑問である。こうしてそもそも「2段階」説はいずれにしても成り立ち難いとこそいべきなのである。⁴⁸⁾

最後はII—②の三和説だが、これは日本における国独資の内容分析についてのきわめてすぐれた考察となっている。というのも、国独資の一般規定について、単なる景気調整策や独占への援助という対資本蓄積サポート政策だけではなく、もう1つの政策の柱として階級宥和をめざす政策も的確に位置づけられつつ、この「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」の2つを国独資の体制的課題とし、それを管理通貨制を土台として展開することによって結局体制の維持をめざす点に国独資の本質が求められている、からである。その点で大内説を前提とした積極的内容拡充に成功しているとみてよいが、そのう

えて問題なのは、この三和説でも、第1次大戦→20年代→井上財政→高橋財政→準戦時体制という一連のプロセスの中に国独資の成立が溶解されていてその成立時期とメルクマールの確定がやや弱いことに他ならない。したがってその方向では中村説と同じ難点が否定できないとい⁴⁹⁾ってよく、高橋財政期こそ「本格的に体系化」されたものとされる氏の視点を明確にしてこの31・32年段階をこそ日本における国独資の成立⁵⁰⁾画期と規定すべきではなかろうか。

以上4つの代表説を検討してみたがその結果あきらかとなった方法的視点を整理しておこう。まず第1は国独資の一般規定と日本における国独資の成立とが内的関連の下にとらえられる必要があることである。その点であらためて4説を位置づけると、井上・宇佐美説は国家の生産過程への引きずりこみという中心ポイントが国独資の本質からしておよそ不適切・不明確だし中村説の独占のための有効需要創出という把握も狭すぎる。したがってこの2説については国独資の一般規定にそもそも問題がある以上、その日本への適用に関しても当然妥当性を欠くという以外にない。また大内説は管理通貨制を基軸にしたマネタリー面からする恐慌対策という点に特徴をもちそれは社会主義からのインパクトという面をも含めて国独資の特質を明確化したことにおいては日本への応用へも重要な意義をもつとい⁵⁰⁾ってよいが、それがなおインフレ政策に立脚した景気調整策にアクセントがおかれすぎていたことについては一定の不十分性を残しており、それは三和説の、階級宥和策と資本蓄積促進策を中心とした国家政策による体制の維持というより広い国独資理解によってカバーされているとい⁵⁰⁾ってよい。そうであれば大内説を前提にしそれを三和説によって拡充した国独資の一般規定をふまえ、その日本への適用という形で日本における国独資の成立を考察すべきだということになろう。

つぎに第2は日本における国独資の成立について段階的進行説は採用できないという点であ

る。つまり、ある1つの社会事象はいうまでもなく成立→確立→完成→変質という経過をとる以外にないが、問題はそのうちのどの時点でその社会事象が1つの体制として基本的に成立したかという点にあるのだから、それは特定の1つの時期を指摘しなければならないはずであって、それをいくつかの複数の画期ないし一連のプロセス自体に解消するのでは無意味となろう。その意味では中村説は31・32年段階と36・37年段階との2つのピークをとる「2段階進行説」であるため妥当性を欠くし、三和説も第1次大戦→20年代→井上財政→高橋財政というプロセス自体を重視するタイプであるため、その中での成立画期をさらにしぼる余地が残る。それに対して井上・宇佐美説＝36・37年段階説と大内説＝31・32年段階説とは1つの特定の画期にしぼられていて評価できるが、そのうちの井上・宇佐美説は国家の生産過程への引きずりこみという不適切な本質把握から国家統制を強調しつつその点で36・37年をポイントにあげるというあやまった処理に立脚したものである以上それを採用することはできない。そうであれば——国独資規定を三和説で補正・拡充したうえで——大内説の31・32年段階＝管理通貨制成立・高橋財政期が日本における国独資の成立画期とおさえられてよいように思われる。こうして最後に第3に日本における国独資成立の理論的枠組は以下のように描くことが可能となろう。すなわち、国独資の一般規定を、管理通貨制にもとづく財政・金融政策に立脚した「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」の展開によって体制維持をはかる体制だとまずみたうえで、日本においては1931・32年段階における金輸出再禁止＝金本位制の最終的停止とそれにもとづく高橋財政によるスペンディングポリシー展開の中でこそ国独資の基本的成立が設定できること、これである。

II 日本における国独資的転換の検証

〔1〕そこで以下では、以上のような基本立

脚点にもとづいて、①産業②財政③金融④農業⑤対外関係⑥景気循環⑦労資関係の7つの側面にそくしながら1931・32年段階における日本資本主義の国独資的転換の内実を具体的に検証＝確認していこう。⁵¹⁾まず第1に①「産業構造」面での動向からみていこう。さてこの産業構造についてはいうまでもなく重化学工業化の進展が軸になるが、最初に第1次大戦期に輸出拡大を契機とした民間設備投資にもとづく重化学工業化の進行がすすみ、輸出拡大→海運業→造船業→機械工業→鉄鋼業という産業連関によって重化学工業的産業転換の「始動」がおこったあと、20年代に入ると「慢性的不況」傾向におちいり、大戦ブームによる重化学工業的産業構造転換動向を一応維持しつつも「造船→鉄鋼→機械」連関ルート of 消極化と「化学・電力→機械→鉄鋼」連関ルート of 拡大という「不均衡」化が顕著となりその点で産業構造の重化学工業的転換における1つの「再編」=変質がすすんだとみてよい。そしてこのような20年代の再編をうけて30年代=高橋財政期に重化学工業化の本格的確立をむかえるのであり、その中で再生産連関の新しい形での再構成が実現する。すなわち、30年代における重化学工業にもとづく国内市場制覇と輸出拡大により、重化学工業の定着・輸出増大→重化学工業の急速な拡大→設備投資の活発化→資本財機械の生産増加→鉄鋼需要の増大、という波及ルートが形成されるわけであり、そのことによって再生産循環の重化学工業を中軸とした再構築＝「内部循環的生産拡大」システムが現実化したと整理可能である。要するに、この30年代=高橋財政期にこそ日本資本主義における重化学工業化的産業構造変換の本格的定着が実現をみたといっていよいよことになろう。

ついで第2に②財政構造の動向はどうか。⁵³⁾まず第1次大戦期には重化学工業化と帝国体制の強化を目的として「積極政策」が展開され、全体としていわゆる「帝国主義型」財政パターンの確立がみてとれるが、ついで20年代には、慢

性的下況基調の中で恐慌と震災に対応した資本救済と社会政策対策への対処を内容として財政膨張をみるという新しい性格が付け加わる。そのうえで30年代=高橋財政期に入ると、金輸出再禁止＝金本位制の停止に立脚して積極的な拡大政策が展開され、例えば満州事変に関わる軍事費増大と時局匡救策を中心とする財政膨張がすすめられ、他方における「赤字公債の日銀引受けシステム」⁵⁴⁾の本格的始動ともあいまって、政府によるスペンディング政策の展開＝有効需要の人為的創出がめざされた。その点でこの高橋財政の中でこそ、国家による財政を通ずる経済過程への介入の、その確立形態が確認されることはいうまでもないことであろう。

そして第3は③金融構造の転換が指摘されねばならない。⁵⁵⁾そこでまず第1次大戦期では在外正貨累積を軸点として日銀信用の膨張がすすむとともに一種の「金不胎化」政策も実施されるというフィスカルポリシーの端初がみてとれる。つぎに20年代では、一方では慢性不況過程＝正貨減少にもかかわらずそれは日銀信用の収縮には結びつかず、むしろ日銀信用の救済を軸とした政策的拡大とインフレ型フィスカルポリシーの展開をもたらす。他方、日銀の救済融資を媒介にして5大銀行の支配＝銀行合同運動が強まるとともに日銀による民間銀行規制や特銀の政策的包摂も強化されるといっていよいよ、銀行独占の定着と政策的再編というプロセスを通して現代的金融構造への移行は一層の進展をみたことになる。そしてまさにその完成が30年代=高橋財政期に実現される。つまり、金解禁→金輸出再禁止による金本位制の廃棄＝管理通貨制への移行を立脚点として赤字公債の日銀引受けと日銀売オペという形式を通した国家による人為的有效需要創出策が可能になることから不況脱出がすすみ、それがこの時期の資本主義の体制組織化の中心軸を構成した。⁵⁶⁾その点でこの高橋財政期の金融構造こそ現代的金融体制の本格的確立を意味しているのは当然のことであろう。

〔2〕以上のような資本蓄積の中核部分（①～③）を前提にしてその周辺側面に目を移そう。そこで第4に④農業構造の動きはどうだろうか。まず第1次大戦期には、全体として農業生産が伸び悩む中で商業的農業が進展して資本主義的生産との融合を深めつつ、一方で「中農標準化傾向」の定着をみるとともに他方で地主制の後退も確認できる。ついで20年代に入るとこのような現代の特徴は一層明瞭な姿を整え、商業的農業の進展の中で、米穀中心農家の経済状態は慢性不況に規定されて一段と悪化するとともに、農民層分解パターンの現代型＝「中農標準化傾向」の明確化と地主制後退の定着がすすむ。またこのような農民―地主両方向からの状況困難化が小作争議の激化と解決難化をよびおこし、そこから農政の本格的展開も目を引く。そして以上のような日本農業の現代的転換がヨリ明確な形ですすむのがいうまでもなく30年代の高橋財政期に他ならない。それは「中農標準化傾向」の上方移動という農民側の新動向とともに地主制の弱体化にも強くあらわれている他、農政における――金本位制停止に立脚した――財政スペンディングの本格化と農業団体の強力な媒介という面でも特徴的に検出できる。例えば自作農創設事業・救農土木事業・負債整理事業・農村経済更生運動・農産物価格政策の拡大などが重要だが、こうしてこの30年代＝高橋財政期には、農業構造・農業政策の全面にわたる国家による農民・農村・農業の――地主層をとびこえた――直接的組織化という農業構造の現代的転換が本格的に定着したとみるべきであろう。

このような30年代における国内面での転換は第5に⑤対外関係の動向に集約されよう。⁵⁹⁾まず最初に第1次大戦期には、国際収支の好転を条件とした積極的大陸政策への着手がはじまり、特に「朝鮮＝総督府官業事業中心」、「台湾＝糖業直接投資」、「中国＝西原借款」という形で20―30年代に本格化する「日満支ブロック」形成のまず第1段階が始動する。ついで20年代に

入ると朝鮮・満州・中国・台湾に対する地域的個別性をいぜん残しながら対外政策は一層の進展をみせ、国際収支悪化にともなう正貨の減少がこのような対外関係＝資本輸入によって補充されるという点で20年代の対外関係は日本資本主義の死活問題を構成した。そして30年代＝高橋財政期に入ると、国際収支の好転にもとづいて特に満州中心に直接投資が拡大しその延長上に「日満ブロック」の形成をみるが、それは「満州中央銀行」の設立―「円元パー政策」成立へと結びつき日本の管理通貨制の外延的拡大がすすむ。それはついで35年以降必然的に「日満支ブロック」形成へと拡張せざるをえなかったが、一層の外貨不足―国際収支の悪化を引きおこす以外に決定的な限界をもっていた。⁶⁰⁾要するに「日満支ブロック」―「円ブロック」形成という形に集約される30年代の対外関係はその点で日本資本主義の現実的展開を外枠として規制していくものであったことが明白なのである。

つづいて日本資本主義の運動は第6に⑥いうまでもなく景気循環として総括されていく。⁶¹⁾まず第1次大戦期をめぐっては、大戦ブーム→休戦反動→「戦後ブーム」というプロセスで乱高下をとげるが、しかしそのブームも市中資金需給の逼迫→金利上昇→公定歩合の引きあげを契機として株価暴落をもたらしそこからさらに商品価格急落→金融破綻に結びついて20年恐慌が勃発する。そしてこの20年恐慌は日本資本主義における大戦以来の過剰蓄積―過剰生産に対する自律的縮小均衡化過程＝強制的解決過程であったことに大きな特質があり、その点で「激発性」と「全面性」を兼ねえなえた「古典的」性格をもつものといえた。ついでこの20年恐慌を経て20年代に入ると、賃金の下方硬直性・物価の低落と停滞化・金融構造の畸型化を原因として投資制約＝収益悪化におちいりそれが20年代慢性不況を性格づけていくが、この20年代景気循環の1つの到達点こそ27年金融恐慌に他ならなかった。⁶²⁾そしてこの金融恐慌の中で、

金融市場の畸型性の解消と高金利の是正が一応実現されて20年恐慌の遺産の1つが清算されていくが賃金下方硬直性については次の昭和恐慌にもちこされる。さて産業恐慌と農業恐慌の合成によって日本資本主義は昭和恐慌に突入するが、高橋財政の中で、①合理化進展→労賃水準低下を「基本的要因」②金本位制停止→為替低下による輸出拡大を「現実的要因」③重化学工業における設備投資拡大→収益増大を「本質的要因」④財政・金融を一体化したスペンディング政策展開を「補完的要因」、にもとづいて恐慌の早期脱出がもたらされたといえよう。その意味でこの昭和恐慌と30年代＝高橋財政期の景気動向は、大戦期→20年代の中で形成されてきた資本蓄積上の制約条件を最終的に解消してその構造的再編成条件を確保させたものであったことが明白なのである。

そして最後に第7として⑦⁶³⁾労資関係の変貌が注目されよう。まず第1次大戦期では、一方で独占資本主義の確立に対応して労働者保護立法としての「工場法」がおそまきながら始動しはじめるものの、他方で新しい労資関係に適合した協調主義的労働政策の萌芽が早期に出てくる。ついで20年代に移ると慢性不況にともなう労働市場の再編に対応して企業内労資関係において、「雇用労務管理体制の再編」「企業内統合体制＝福利厚生システムの進展」「工場委員会制度の進行」という形で統合的・協調的姿を整えるとともに、国家労働政策⁶⁴⁾の面でも協調主義的方向の定着がすすむ。そのうえで20年代に入ると、一方では封鎖的労働市場の定着と工場委員会制度の空洞化によって20年代労資関係における基本図式の掘りくずしが始まるが、しかし他方それは古い労資関係への後退を意味しているのではなく「個人的・市民法的関係」とどまらない「団体的・集团的」労資関係の認識がそこでも維持されていることが重要である。そして国家の労働政策もほぼ同形のパターンをなし、協調主義的方向から「労資一体、産業報国」的方向への再編が否定できないものの、団

体的・集团的労資関係自体はやはり維持されていた。したがって30年代労資関係は、日本の特殊条件の中で形成された、歪められ「萎縮した」現代的労働政策の一種だったとみるべきであろう。

〔3〕さてこれまで個別に考察してきた7つの側面における30年代の転換を構造的組み立てという点からあらためて再構成すると以下のようにまとめることが可能であろう。まず第1に日本資本主義における30年代の構造転換を最も外枠的に規定していたのは「対外関係」面の変化である。つまり30年代＝高橋財政期にあっては、賃金低下・為替低下・合理化の下で輸出増大＝国際収支の改善が実現されて、それが国内信用の拡大を可能にすることによって、一方では満州中心の海外投資を活発化するとともに他方では国内での財政・金融スペンディングの展開範囲を広げたと考えられる。その点でこの30年代＝高橋財政期に現実化する日本資本主義の現代的転換をもたらしたその最も前提的・外枠的要因として「対外関係」があったことが確認できよう。つぎに第2にこのような「対外関係」における構造変化は「財政構造」と「金融構造」との変質に直接的に作用していく。いい換えれば対外関係と国内の資本蓄積構造を結びつけるルートとして財政と金融の2つの経路が注目されるといってよいが、30年代＝高橋財政期には、国際収支改善と管理通貨制に立脚して、赤字公債の日銀引受→赤字財政→通貨増大→スペンディング政策というつながりで有効需要の人為的拡大が可能となり、まさにこのような財政・金融両面からする有効需要の増幅政策によってこそ不況脱出と体制の安定化がすすめられそこから資本蓄積構造の転換が促進されたことはいままでのない。したがって「対外関係」の変質が「財政・金融」の動向に作用しながらそれが国内での資本蓄積構造に促進的圧力をかけた関係がみてとれる。

その意味でまず第1の方向として「対外関係」が国際収支・正貨の動向を経て「財政・金融」

を規定し、それが信用・通貨量・公債などのファクターを媒介として資本蓄積構造に作用を及ぼすという経路がとり出せよう。要するに、ヨリ外枠の方向＝上からの方向から、この30年代＝高橋財政期の日本資本主義の転換は、「対外関係」→「財政・金融」→資本蓄積構造という組み立てられ方で相互関係を形成していたと考えられる。

そのうえで今度は「下からの方向」に目を移すと、第3に最も基底には「産業構造」の動きがいうまでもなく存在する。というのも、資本の投資活動と生産力の水準を最も実体的に決定する実質が産業構造の展開にあるのは当然だからであるが、この「産業構造」については、30年代＝高橋財政期にあっては輸出拡大を基点として重化学工業の定着・拡大を実現しつつ国内市場制覇をもたらす一方で、それにともない設備投資増大→重化学工業生産拡大という、重化学工業に即した「内部循環の生産拡大」システムが構築されたといっていよい。まさにこのような重化学工業化の本格的確立を立脚点にしてこそ、国内市場体制・競争体制・資本投資体制・労働市場体制・労資関係体制もそれぞれそれに規制されて再編されていくわけであり、その点でこの「産業構造」面の重化学工業的転換はこの時期の資本蓄積構造の枢軸点をなしたと意義づけられる。その意味で30年代＝高橋財政期における日本資本主義の構造転換を最も実体的・基底的に性格づけるまず第1の要因こそこの「産業構造」だといふべきなのである。ついで第4に——同じ「下からの方向」にそくして——この「産業構造」に規定され、ある意味でそれと対抗的に関連づけられるのは「農業構造」に他ならない。さてこの「農業構造」は資本行動によって決定される「産業構造」の裏側を示すものとも位置づけられ、したがって「産業構造」—「農業構造」がセットになって資本蓄積の実体を構成すると考えられるがこの30年代＝高橋財政期には現代的再編をなしとげる。つまり一方では、救農土木事業・価格支持政策など

を通して財政スペンディングがすすめられてこの時期全体の財政・金融政策による景気回復の一環をなすとともに、他方では自作農創設・負債整理・農村経済更生・農業団体強化などを媒介とする農村・農民・農業組織化が遂行されることによって体制組織化の一翼を担ったわけである。その点で、この「農業構造」の30年代＝高橋財政期における転換は、「産業構造」の動向とセットとなりそれを補完しながら、日本資本主義の全体的構造転換の内実的一部分を占めたとまとめられよう。

このようにみても、この「対外関係」とそれに制約された「財政構造」「金融構造」とが1930年代の日本資本主義の現代的変質をいわば「上」の方向から外枠的に規定するものであったのに対して、この「産業構造」と「農業構造」とは、むしろ逆に、「下」の方向から内実的にそれを規定するものであったことがわかる。そしてこのような「上」と「下」、あるいは「外枠」と「内実」とが合流しその接点での新しい動向を表現するものこそ、それら両者の中間にあってそれらを媒介し結びつける「景気循環」と「労資関係」に他ならない。

そこでこのような媒介面での動向のまず1つは第5に「景気循環」である。いうまでもなく景気循環は資本蓄積過程に立脚し財政・金融から作用を受けつつ国際関係の影響の下に進行していくわけであり、その点で「産業」「農業」「財政」「金融」「対外関係」の総合運動として展開していく。そして30年代＝高橋財政期には、重化学工業の定着と輸出拡大による国際収支の改善、合理化進展と賃金安定、あるいは財政・金融面からのスペンディング政策の実行、などの体制的諸要因によって、景気循環の政府による調整という現代的手法が明確になるとともにその結果日本資本主義は早期的な不況克服を可能にしていた。したがってこの高橋財政期の景気循環の中には、重化学工業化・合理化・賃金安定という「産業構造」（その裏側としての「農業構造」）と輸出拡大・国際収支好転・資本輸出

増大のような「対外関係」、そして財政・金融スペンディング・赤字公債の日銀引受などの「財政」「金融構造」の新動向が総合的にあらわれてきており、その点で各個別側面の、「上」=外枠と「下」=内実との合成的規定になっているのは当然であろう。それに加えてこの総合的規定をなしているもう1つは「労資関係」である。つまり資本―賃労働を軸とする資本蓄積動向は労働市場や企業内統合体制を通して労資関係として集約される一方で、企業内労資関係の枠組形成および労働運動への対応にもとづいて国家の労働政策を呼びおこすといつてよく、この方面から資本運動は総括をうける。その意味でこの労資関係は「下の方向」と「上の方向」とを総合化する作用をもっているが、その30年代=高橋財政期の特質としては次の点が注目されよう。すなわち、従来の個人レベル=市民法レベルの労資関係ではなく、労資利害対立を認めつつそれを集団・団体レベルでの対立関係とみたうえで、国家がその対立の調整をはかるといふ図式になっているわけである。したがって戦争遂行体制の中で「労資一体化」「報国化」という枠組が強制されていくとはしてもその内実をなす労資関係が集団的労資関係として定着しているという到達点は決して否定できないのであり、その意味で、1930年代の日本における労資関係の本質的あり様は、その形態は大いに異なるとはいえ——その本質としては——ワイマールやニューディールとその性格を同じくしているとみてよいのである。こう考えると、この労資関係も資本―労働の資本蓄積過程を総括しそれに一定の枠組を与えるという点で「上」=外枠と「下」=内実とを結合する結節点を構成していると整理できよう。

以上、30年代=高橋財政期における日本資本主義の現代的転換の現状を「下の方向」（「産業構造」「農業構造」）「上の方向」（「対外関係」「財政構造」「金融構造」）および「総合方向」（「景気循環」「労資関係」）の各側面から、その組み立て方に重点をおいてみてきた。それによって

その全体構造はほぼあきらかになったが、まさにこのような「外枠的条件」→「内実的基础」→「現実的総合」という3部構成においてこそ30年代=高橋財政期に日本資本主義の現代的転換が現実化したのであり、そして7つの各個別側面はその中で以上のような位置づけを占めたといつてよいわけである。

III 日本における国家独占資本主義の成立

〔1〕さてこれまで日本における国独資の成立に関する諸見解を検討し、その中からふまえるべき論点をとりだしたうえで、30年代=高橋財政期における日本資本主義の構造転換の実態をたどってみた。そこでそれらを前提にしてここでは日本における国独資成立について体系的に問題提起をこころみてみたい。

まず(1)第1に日本における国独資への移行の「背景」からみていこう。周知のように国独資の一般的成立については世界恐慌による「経済的危機」とそれを前提としたロシア革命→社会主義運動の台頭にとともなう「政治的危機」とがポイントとなり、そしてその2つが結合して資本主義の「体制的危機」として現出していく点こそが国独資の成立背景とされていた。そのような関連は日本の場合にはどのように考えられるであろうか。最初に世界恐慌による「経済的危機」は日本資本主義においてはいうまでもなく「昭和恐慌」としてあらわれ、輸出激減を引きがねにして、資本蓄積の面では価格低下―企業収益悪化―倒産増加―株価暴落がすすんで資本過剰が明白になったし、労働市場の面では賃金低下―失業増大―労働者の生活困難がもたらされて「産業恐慌」におちいる。さらにそれだけではなく、他方農業面では生糸輸出減―生糸暴落―米価暴落―農家経済悪化という形で「農業恐慌」としての色彩をきわめて強くもち、この「産業恐慌」と「農業恐慌」の結合によって、この昭和恐慌期にきわめて大きな「経済的危機」に直面したことは明白である。

ではそれを前提にして「政治的危機」は日本の場合どのような展開をみせたか。この「政治的危機」の面では日本の場合にはやや屈折した動きをみせる。もちろん昭和恐慌の下で労働争議と小作争議とが労働者および農家状態の悪化によって一定の盛りあがりを見せ、支配層によって「政治的危機」への意識が強くもたれたことは事実だが、しかしそこから本格的な体制変革運動が強まっていったとはやはりいえない。しかし他面、労働者・農民の反体制エネルギーは、農本主義・青年将校などの危機意識を媒介として例えば32年の5・15事件などとなって噴出していくわけであり、普通選挙法によってそれなりに確立した「日本の議会政治」が軍部の直接的暴力によっておびやかされるという危機状況をむかえるのである。その意味では、直接的経路ではなく、恐慌下における被支配層の生活状態悪化（特に農村の窮乏化）→軍部への反映→直接的暴力→体制への挑戦という間接的経路を通して、体制の危機につながる「政治的危機」が生みだされたわけであり、したがってそれは「反体制エネルギーの屈折した表出」⁶⁶⁾だったといってもよいことになろう。

以上のように日本資本主義も——日本的独自性をもってではあるが——この昭和恐慌期に1つの「体制的危機」のピークをむかえることになった。すなわち、「昭和恐慌」によって直接的に出現した「経済的危機」と5・15事件に媒介されて間接的に表出された「政治的危機」とが30年代初頭に結合してあらわれたわけであり、その意味でそれは体制自体の存亡を問われる危機という点でまさに「体制的危機」といわざるをえない性格のものなのであった。まさにその「体制的危機」を克服して体制維持をめざす根本的対策が必要になっていくわけであり、したがって、このような30年代初頭の「体制的危機」こそ日本における国独資成立の基本的「背景」だといってよいように考えられる。

つぎに第2に(2)日本における国独資成立の「契機」に目を移そう。この場合、「契機」とは

国独資成立を実現した具体的画期ないし「条件」ということに他ならないが、これについては国独資一般に関してそれを金本位制の終局的廃棄＝管理通貨制への移行に求める周知の大内力氏の見解があり、ここでもそれを採用する十分な根拠がある。つまり、大内氏によってすでに明確にされているように、この管理通貨制への移行によって、それ以前の金本位制——すでに金地金本位制あるいは金為替本位制に変質をとげているとはしても——のような金ないし外貨によって国内の通貨量・信用量が制約を受けて国家の財政・金融政策に決定的な外枠がはめられるという事態は克服される。むしろ、国内と国外とを遮断し、中央銀行の発券量と金・外貨の内在的関連を断ち切ることによって、通貨量・信用量のある程度裁量的に運用することが可能になるから、そこから金利・信用量を弾力的に動かしつつ国家の財政・金融政策——ひいては国家による体制組織化作用——⁶⁷⁾もはじめて本格的な機能が展開可能になっていく。その点で国独資の「契機」は、このような投資・物価・雇用・信用・金利を統一的にコントロールできる管理通貨制の定着にこそあったとみてよいのである。

ではこのような金本位制停止—管理通貨制は日本においてはどのように進化したであろうか。それはいうまでもなく高橋財政開始時の金輸出再禁止を画期とする。つまり高橋は蔵相就任と同時に31年12月13日に金輸出再禁止にふみきりただちに同17日には国内金兌換の停止に着手した。その後32年に入って高橋財政は本格化し、まず5月には日銀制度の改正がすすめられ、「兌換銀行券条例改正」「日本銀行納付金法」「日本銀行参与会法」を制定して日銀券発限度の拡張がめざされた。例えばこれらによって日銀券の保証準備発行限度が従来の1億2千万円から一挙に10億円に押しすすめられるとともに、同時にその限外発行税率を5%以上から3%以上に引き下げ、さらにこれによって増大する日銀の営業利益を納付金制度によって政

府に吸収する点が規定された。こうして金輸出再禁止→兌換停止→金本位制停止→日銀発券量の膨張が31～32年にかけて実施されていったが、さらにこの通貨供給の量的枠の拡大は以下3つの方向で財政・金融スペンディング＝有効需要の人為的創出に結びついていく。すなわち、①日銀公定歩合の引下げによる画期的低金利体制（32年8月＝日歩1銭）の定着と日銀・民間銀行信用の膨張②日銀の公債引受け制度の発足とその売オペとの結合による財政資金調達ルート⁶⁸⁾の確立③赤字公債＝赤字財政に立脚した満州事変費・時局匡救費を中心とした財政スペンディングとインフレの進行、に他ならず、それによって政府による体制安定維持策は絶大な手段を手に入れることになったのである。こうして金輸出再禁止＝金本位制の停止を軸点とする、投資・物価・雇用・信用・金利をコントロールしつつ体制維持をはかる機構はこの31～32年の高橋財政期に実質的に成立したとみてよいのであり、その点で日本における国独資の「契機」もこの金輸出再禁止＝金本位制停止＝（事実上の⁶⁹⁾）管理通貨制成立に求められてよいことがわかう。

〔2〕ついで第3に日本における国独資成立のこの「背景」と「契機」を前提として(3)その「時期」にすすもう。しかしこの点は以上の「背景」と「契機」とをふまえればあまりにも明白といってよい。つまり昭和恐慌をめぐる「体制的危機」をその直接的「背景」とし、高橋財政による金輸出再禁止＝金本位制停止に立脚した財政・金融スペンディングをその「契機」としている以上、日本における国独資成立の「時期」が、高橋財政期としての1931～32年におかれなければならないのは当然である。しかもそれだけではない。この金本位制停止という個別的事象だけではなく、もう少し時間的幅を広げてみた場合でも、この31～32年という時期が大戦→20年代→高橋財政期→準戦時期という経過の中で1つの大きな転換期であったこともあきらかであろう。この点についてはすでに7つの個

別的側面について検討しつつその組み立て構造を総括することによって示した通りだが、「産業構造」「農業構造」という「内実的基礎」あるいは「対外関係」「財政・金融構造」という「外枠的条件」、さらには「景気循環」「労資関係」という「現実的総合」といういずれの方向からしても、この高橋財政期こそ決定的な構造変化の画期にあたっていたのである。こうして、単に金本位制停止という1つの具体的事象にそくしてだけではなく、その背後で日本資本主義の広い面にわたって進行した構造変化をも視野に入れてこそ、この31～32年＝高橋財政期を日本における国独資成立の「時期」として把握しえる根拠があるように思われる。

こう考えてくると日本における国独資成立に関するすでにみた諸見解に対してもいまやあらためて次のようにコメントできよう。まず第1に①井上・宇佐美説については、国家統制を基準にして37年段階に成立「時期」をおくことは、その統制はいまみた31～32年段階での日本資本主義の構造変革と金本位制停止をこそ前提とする以上、国独資成立の基本線を見落したうえでその現象的展開をみているにすぎないという点で疑問である。また第2に②中村説＝「2段階進行説」については、氏のいわゆる「財閥資本・寄生地主制・植民地」における「再編成」は31～32年段階にこそその質的变化のポイントがあるかぎりわざわざ36～37年段階を持ちだす必要もないし、結局「2段階」把握をとるとそのどちらが国独資成立の基本時期になるのか不明確になって国独資成立時期を何んら実質的には指し示さなくなるという難点が残ろう。さらに第3に③三和説だが、大戦期→20年代→井上財政期→高橋財政期という「プロセス」の中で国独資の現象が進行してきたことは確かだとはしても、そのことは国独資の成立「時期」をなくずしにして特定できないということの意味するわけではなく、そのプロセスにおいても1つの決定的画期はあるはずであり、したがって氏もふれている31～32年での「本格的確

立」という指摘をもう一步強調すべきだという問題点をもっていよう。

さらに第4として日本国独資の(4)「機能」が意義づけられねばならない。この点についてはすでにみてきたことからある程度あきらかなように管理通貨制に立脚した財政・金融スペンディングをその中心としている。そこでその機能内容を整理してみると、まず財政面では金輸出再禁止＝金本位制停止にもとづいて積極的な拡大政策が展開され、特に満州事変にからむ軍事費と時局匡救費を中軸として財政膨張策がすすめられ、政府によるスペンディング政策の展開＝有効需要の人為的創出を通して過剰資本の整理＝不況脱出と体制安定化が意図された。そしてその際このような財政面からのスペンディング政策の展開はいうまでもなく日銀を中心とする金融スペンディングによって支えられており、それは1つは公定歩合の引下げによる低金利政策ともう1つは公債の日銀引受システムを裏づけとしていた。つまり、財政面からのスペンディング政策の財源は、この高橋財政期に定着をみた、公債の日銀引受け＝日銀による追加資金の創造→政府による民間市場への資金撒布＝政府スペンディングの展開→市中への資金流入→有効需要の人為的拡大＝景気回復→日銀の売オペ＝公債の民間消化→市中からの資金吸収、というルートにもとづいて調達されたわけであり、その点で財政スペンディングは、このような日銀による公債引受けと日銀売オペの結合という金融政策によってこそはじめて実現可能だったのである。こうして財政政策と金融政策とは一体化して機能しまさに財政・金融スペンディングという形でいわゆる「通貨政策」として作用していったことがわかった。

そうであれば日本国独資の機能もより大きくは以下のように把握してよいであろう。すなわち、31年の金輸出再禁止＝金本位制停止を画期として、1つは日銀による公債を手段とした追加資金創出が可能になることをまず基盤にしたうえで、もう1つはその造出された資金を財政

スペンディングという形で市中撒布の拡大をはかることが実現され、それらによって有効需要の人為的拡大創造が可能になったこと、これである⁷⁰⁾。要するに、金輸出再禁止＝金本位制停止→公債の日銀引受け→財政スペンディング展開→「通貨政策」としての統合化→有効需要の人為的創出→体制の安定化、というシステムが成立したのであり、つづめていえば通貨政策による有効需要の管理と、それに規制される生産・収益・物価・雇用・賃金・信用・利子などという体制全体の経済量のコントロール、という点にこそ日本における国独資の「機能」があるとまとめられよう。いずれにしても、このような経済管理がある程度可能になることによってはじめて国家による体制管理が可能になったことだけはあきらかであって、もしそこまでも視野に入れるとすれば、結局——日本をも含めて——国独資の「機能」とは「通貨政策を手段とした体制管理」に他ならないとさえいいいほどかもしれない。

〔3〕以上、日本における国独資成立の「背景」「契機」「時期」「機能」を考察してきたがそれらをふまえて最後に日本国独資に関する総括的論点を整理していこう。まず第5として(5)日本国独資の「本質」はどうまとめられるか。さてこの点については国独資の一般的規定に関し「資本蓄積促進策」と「階級有和策」とにもとづく国家による「体制維持⁷¹⁾」という方向が提起されている。その場合このような視点はいうまでもなく国独資の成立背景としての「体制的危機」——「経済的危機」と「政治的危機」との合成からなる——にその根拠をもっている以上、国独資の課題も、「経済的危機」に対処すべきものと「政治的危機」に対処すべきものとにまず区分して考えられる。そのうちのまず「経済的危機」への対応策としてはなによりも大型不況からの脱出→景気回復→資本過剰の整理を可能にするための有効需要の創出策が不可欠となり、その点から「資本蓄積促進策」がまず位置づけられる。しかしそれだけではない。もう1

つとして、「政治的危機」への対応として、国内反体制運動への抑止作用がすすめられ社会主義運動の体制内化を目的として様々な階級対立宥和政策がとられる。例えば一方では完全雇用政策・失業救済政策・社会保障政策が目標とされるとともに、他方で以上のような経済面からの体制内化と並んで政治的にも労働基本権の付与などのいわゆる労資同権化がすすめられることが重要であり、それらの——経済的および政治的——両面からする「階級宥和政策」が国独資のもう一本の柱として設定されていくといっていよい。このように、いうまでもなく管理通貨制を支柱としながら、対資本関係＝「資本蓄積促進策」、対労働者関係＝「階級宥和政策」という形で総体的な「体制維持」を課題とする点にこそ、⁷²⁾国独資の「本質」があるというべきであろう。

そこでこのような理解を前提にして、日本の場合に目を転じるとまず「資本蓄積促進策」についてはそれが明白な形であらわれたのはすでにみた通りであろう。いうまでもなく、金輸出再禁止に立脚した高橋財政下の財政・金融スペンディングによる景気上昇策はこの「資本蓄積促進策」のきわめて典型に近い代表例といっていよかった。その点でこの「資本蓄積促進策」が日本国独資の1つの課題を形成していたことは見やすいことだが、もう1つの「階級宥和政策」は例えばニューディールなどにくらべるとやや程度は低い。しかしそれにしてもすでにみてきたように高橋財政期には失業救済対策や農村の負債整理・時局匡救対策が財政・金融スペンディングの一環としてある程度すすめられたし、政治的対立緩和策として「小作調停法」(24年)「労働組合法案」(25—6年)「自作農創設」(26年)「治警法改正」(26年)「普選法」(25年)「労働争議調停法」(26年)という前提的経過がある他、29年「社会政策審議会」設立、31年「労組法案・小作法案衆議院通過」(不成立)、33年「米穀統制法」、などの動きがあって、「階級宥和政策」展開が——その成果は小さいとはいえ——⁷³⁾一応は確認されてよい。したがって日本における国

独資の成立においても——不十分ながらではあるが——階級対立激化の抑止を目的とした「階級宥和政策」をその焦点にしていたことは決して否定できないのである。こうして日本における国独資成立に関わるその「本質」としては「資本蓄積促進策」と「階級宥和政策」とを2つのルートとした「体制維持」にこそあることはあきらかだといえよう。⁷⁴⁾

そのうえで第6に(6)日本国独資の特質を他国との比較の中であきらかにしてみよう。その場合の比較の対象となるのは1つはアメリカ・ニューディール⁷⁵⁾でありそしてもう1つはドイツ・ナチス経済⁷⁶⁾ということになるが、まずニューディールとの性格の差はどうか。最初に国独資の2本柱のうち「資本蓄積促進策」についてみれば、そのシステム性という点ではニューディールより一層組織化されていたともいえる。つまり、日本のような公債の中央銀行引受とその後の中央銀行売オペによる資金再吸収という体系だった財政スペンディング方式はアメリカにおいてはその明確な形をとらずむしろ大商業銀行の過剰資金が公債購入に直接むかったパターンが多かったし、さらにその基礎としても、アメリカでは金・外貨の余裕があったこともあって、金本位制の停止が財政スペンディングの展開にはたす効果が日本ほど大きくなかったことも周知のことであろう。要するに、金本位制停止→赤字公債の中央銀行引受方式の確立→財政スペンディングの体系化という面からする「資本蓄積促進策」の展開に関しては、日本はニューディールより一層組織化された進行為みられたといっていよい。つぎに国独資のもう1つの課題である「階級宥和政策」にそくしてみた場合はどうであろうか。さてこの「階級宥和政策」については日本国独資の不十分性は明白である。例えば——アメリカと比較して不況脱出が早かったこともあって——この「階級宥和政策」の中ではその経済的側面をなす失業対策＝雇用政策が農村救済としての農村土木事業の展開として目立つぐらいであって、社会保障関係につ

いては「失業手当法」不成立（30年）などの下で「救護法」（29年）「労働災害扶助法」（31年）「労働災害保険法」（31年）の成立にとどまった他、「階級宥和策」の政治的側面を形成する労資同権化をめざす労働基本権（あるいは労資利害調整体制）の不十分性は一層目立とう。すなわち、アメリカにおける労働基本権の確立・労働時間規定・労資調整システムの定着にくらべて、日本の場合には31年の「労働組合法の不成立」・「小作法の不成立」に代表されるように労働立法の整備はきわめて立ちおくれ、せいぜい「労働争議調停法」（26年）と「小作調停法」（24年）という、昭和恐慌に先だつ1920年代労働立法の枠組が継続するだけに終わった。

こうして日本国独資とアメリカ国独資とを高橋財政対ニューディールという形で対照してみるといまやその性格の差は次のような内容において明瞭である。すなわち、アメリカにくらべて日本の方が経済余力が小さかったこともあって、恐慌克服のための前提をなす、金本位制停止—公債の中央銀行引受システム—財政スペンディングの体制的確立はより明確ではあったが、日本ではアメリカに比較して、そのような国独資的メカニズムが、「資本蓄積促進策」に圧倒的に片よったウェイトで展開されることになり、「階級宥和策」の進行はきわめて微弱であった、と。

ついで日本の国独資とドイツ・ナチス経済とをくらべてみるとどのような姿が浮かびあがってくるであろうか。まず1つとして「資本蓄積促進策」の点からみるとナチスにおいてはかなり組織だった政策展開がみてとれる。つまりナチスにあっては、景気回復をめざした道路建設などの公共事業が推進されて財政スペンディングが膨張していったが、その場合、公債の日銀引受けとその後のオペレーションという、日本の高橋財政における財政資金調達独自のシステムに相当するものが、このナチスの中では「労働振興手形」と「メフォ手形」などを手段とする方式でより体系的にすすめられたことが特徴

的といつてよい。例えばそれらは公共事業を請負う民間企業が振出し政府が支払いを保証する短期手形であるが、それが満期ごとに書換えられて中・長期の国債としての性格をもちつつ、結局民間の銀行による割引を経由しながら最終的には中央銀行によって再割引されたから、実質的には国債の中央銀行引受と同じ性質のものとなる他なかった。このような方式を通して34～38年の間に公共投資の増加（35億マルク→55億マルク）と軍事費膨張（33億マルク→155億マルク）が中・長期国債の中央銀行引受によって実現された結果、さしもの恐慌も克服されつつ36年には鉱工業生産が恐慌以前のレベルをこえて完全雇用状態に至るとともに、国民総生産や民間設備投資水準も恐慌前に立直ることになった。こう考えると、ナチスの場合にはこの「資本蓄積促進策」に関しては、その組織体系的・量的規模・政策的効果のどの点からしても、ニューディールはもちろん日本・高橋財政よりも一層徹底化していたことがわかる。

それに対して「階級宥和策」についてはかなり独自の色彩を示す。すなわちこの点では3つの方向が重要であり、まず1つはナチスは労働者あるいは労働組合の自由・自主性を徹底的に解体し「労働戦線」へと統合する中で、労資の分裂・対立を基本的に否定したから、もちろんニューディールのような労働基本権の承認からは決定的なへだたりがあるし、日本の場合のような、「労資一体的・報国的」な枠組みを与えながらも集团的・団体的労資関係が一定程度維持されたタイプとも距離がある。また2つめにしかしそのような擬似労働共同体体制の中で「労使関係」を規制する操作が展開され「紛議の決定、賃金規則の決定、就業規則および労働契約内容の基準⁷⁹⁾の設定、賃金規則」などがとりきめられたから、例えば日本の場合よりも、国家が労資関係を規制ししかもそこに一定の基準を導入していこうとする意向は強いともいえる。さらに3つめに失業対策だが、この点については日本にくらべればもちろんニューディールに比

較してもより本格的な対策がすすめられ、公共投資や軍需によって36年段階では完全雇用＝労働力不足という状態さえ現出するに至った。こうしてこの3つの論点を総合化してみると、ナチスは労働運動・労資関係を解体・統合することを通して——むしろそれを条件として——雇用については高い水準を実現したのであり、それによって結果的には「階級宥和策」としての効果を——ニューディール・日本の場合以上に——引きだしたというべきであろう。

以上、国独資を構成する「資本蓄積促進策」と「階級宥和策」の2つのポイントに即して日本国独資をそのアメリカ型＝ニューディールおよびドイツ型＝ナチスと比較してみた。その結果それをまとめると日本型国独資はナチス型とニューディール型とのまさに「中間型」⁸¹⁾に位置づけることが可能なように思われる。それは2つの点から整理でき、まず1つに「資本蓄積促進策」では、その組織体系性と効果の点から、日本型はより徹底していたナチスとやや不徹底なニューディールとの「中間」に入るだろうし、つぎに第2に「階級宥和策」についても、労資同権化型のニューディールと労働基本権解体型のナチスとの、これまた「中間」的性格をもつと意味づけできよう。そしてこれら2点からする日本国独資の「中間」的性格は、結局は国独資の成立背景をなす「資本主義の体制的危機」の強度の「中間性」にもとづいているし、それがさらに国家による資本主義体制組織化における——ドイツ＝強権的組織化とアメリカ＝労資同権化的組織化との——その「中間性」に反映していることはいうまでもないことなのである。

おわりに——戦時統制経済への道

以上、日本における国独資の成立に関していくつかの論点を考察してきた。そしてそれを通して、日本資本主義は、1931～32年＝高橋財政期に国家独占資本主義としてのシステムを整

え、まさにその中でその現代的再編をとげたと結論してよいことが確認できた。しかし、日本の国独資はこのようにしてこの31～32年にその体制的確立をとげたとひとまず総括できるとはしてもその形態がそのまま第2次大戦後にもちこされたわけではない。いうまでもなくこの31～2年段階のあと日本資本主義は37年日華事変→41年太平洋戦争といういくつかの画期を経て準戦時経済→戦時経済へと進行していくからである。そしてそのプロセスの中で経済への統制が強化され戦時統制経済への道を突き進んでいくが、その転換に直面してこの31～2年段階に確立した日本の国独資もさらに一定の変質を余儀なくされるのは当然であった。

そこで次の課題は、31～2年段階で体制的に定着をみたこの日本型国独資が戦時統制の中でどのような変質・修正をうけながらどのような再編をもたされたか——を解明することに移ってこよう。つまり戦時統制経済の展開をあきらかにし、それが、確立した日本国独資のシステムとどのような関係にあるのかを示すことによって、戦時統制経済の日本国独資における体系的位置づけを明確にすることに他ならない。まさにその作業を通してこそ、第2次大戦後の戦後型日本国独資への継承と断絶における内的関連に対しても一定の射照が可能になるように考えられる。

注

- 1) 日本における国独資の成立をサーベイした文献としては例えば以下のものがある。楳西・加藤・大島・大内『日本資本主義の没落』III（東大出版会、1963年）871—900頁、永原慶二編『日本経済史』（有斐閣双書、1970年）307—10頁、石井・海野・中村編『近代日本経済史を学ぶ』下（有斐閣選書、1977年）124—33頁、塩沢・後藤編『日本経済史』（有斐閣、1977年）457—62頁、など。
- 2), 3) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』（岩波書店、1951年）9—10頁。
- 4) 前掲、井上・宇佐美『構造』13頁。

- 5), 6), 7) 前掲, 井上・宇佐美『構造』62—3頁。
8), 9), 10), 11), 12) 前掲, 井上・宇佐美『構造』64—66頁。
- 13) これに対して「このエポックを『満州』侵略開始の年, 1931年におく見方」は「国独資における国家を取りこんだ資本の運動法則の変形の特徴が十分に明らかにされていない場合に起きる見方であ」ってこの31年段階では「いまだそれをもってエポックとするには不十分である」(62頁)とされる。
- 14), 15), 16), 17) 大内力『日本経済論』上(東大出版会, 1962年)246—49頁。また大内力『国家独占資本主義』(東大出版会, 1970年)も全体にわたって参照されるべきである。
- 18), 19) 前掲, 大内『日本経済論』251—52頁。
- 20) 前掲, 大内『日本経済論』255頁。例えばその代表的パターンとして, 「管理通貨制が資本の労働にたいする関係を, 国家権力によって媒介される関係に転化させる」ことにより「A—G—W」がインフレを通して「A—Wの交換は不等価交換になる」(254頁)点が示される。
- 21) 前掲, 大内『日本経済論』234頁。
- 22), 23) 前掲, 大内『日本経済論』260頁。
- 24) 中村政則「国家独占資本主義論」(前掲, 『近代日本経済史を学ぶ』, 所収)126頁。
- 25), 26) 前掲, 中村「国家独占資本主義論」128—29頁。
- 27), 28), 29), 30), 31) 前掲, 中村「国家独占資本主義論」129—30頁。
- 32) 前掲, 中村「国家独占資本主義論」134頁。
- 33), 34), 35) 三和良一「経済政策体系」(社会経済史学会編『1930年代の日本経済』東大出版会, 1982年, 所収)279—80頁。
- 36) そしてAは「被支配層に所得を保証する経済メリットによる宥和政策」と「被支配層の政治的・社会的地位の向上を保証する政治的社会的メリットによる宥和政策」(280頁)の2つからなるし, Bは「直接的な利潤保障政策」と「利潤実現の基盤となる生産力を保証する政策」(282頁)に区分されるといわれている。
- 37), 38) 前掲, 三和「体系」291頁。
- 39) 前掲, 三和「体系」301頁。
- 40), 41) 前掲, 三和「体系」304—6頁。
- 42), 43) 前掲, 三和「体系」308頁。
- 44) 前掲, 三和「体系」278頁。
- 45) 前掲, 井上・宇佐美『構造』62頁。
- 46) なお, 「一般的な国家独占資本主義から戦時国家独占資本主義への移行ではなくて, むしろ, 二段階を通じて戦時国家独占資本主義へしか帰結しえなかった……ところに, 戦前日本資本主義の国家独占資本主義化の独自性をみるべきであろう」(大石嘉一郎「近代史序説」岩波講座『日本歴史』14, 1975年, 所収, 18頁)とする大石説もこのバリエーションとみてよいであろう。
- 47) つまり, 31・2年にはその再編成の手段をなす管理通貨制のみが成立しただけでその再編成自体は基本的に確立していないのであれば31・2年段階では「一般的」ではあれ何んであれ国独資はいまだ体制的には形成をみていないというべきだし, 逆に31・2年段階で管理通貨制とともにそれ以前とはシステム上異なる新しい政治経済パターンが展開されそれが時間的進行の中で36・7年ごろに完成をみるというのであれば国独資は36・7年段階ではなくその基本構造の出発点となった31・2年段階で成立をみたとする以外にはない, であろう。
- 48) これと同じようなパターンをなすものとしては島恭彦氏の説があり, 「1931年から1936年までの国独資への移行期, 1936年から1941年までの国独資の展開期, 1941年から敗戦までの国独資の確立期」(島『著作集』3有斐閣, 1982年, 289頁)とされるが, ここでも成立の画期は何んら明確ではない。
- 49) このような高橋財政期以前を国独資展開にとって重要視する三和説の1つのバリエーションとして「第1次大戦後の『大正デモクラシー』の本格的展開は, これを日本資本主義の国独資体制への移行の開始を示す現象であった」(粕谷信次『『大正デモクラシー』と日本国家独占資本主義』, 日高他編『マルクス経済学』東大出版会, 1978年, 所収, 170頁)とする粕谷説をあげることができよう。
- 50) なお, 大内説以外でこの31・2年段階を国独資の成立画期とするのは長幸男説である。つまり, 管理通貨制度を「国家独占資本主義を構成する最も重要なエレメントである」(長「戦争と国家独占資本主義」, 『講座日本歴史』7, 東大出版会, 1971年, 所収, 286頁)とみたうえで, 「この満州事変の勃発による準戦時的財政の開始と金本位制からの離脱とをもって, わが国の国家独占資本主義への本格的移行と考えたい」(281頁)とされている。
- 51) この「産業構造」について詳しくは, 拙稿「戦間期日本資本主義の産業構造」(『金沢大学教育学部紀

- 要』第35号、1986年)を参照のこと。
- 52) 橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』(東大出版会、1984年)307頁。
- 53) 拙稿「戦間期日本資本主義の財政構造」(前掲、『紀要』第36号、1987年)参照。
- 54) この「赤字公債の日銀引受システム」について詳しくは、例えば『講座 帝国主義の研究』6(青木書店、1973年)295-313頁をみよ。
- 55) 「金融構造」の戦間期の基本動向に関しては、拙稿「戦間期日本資本主義の金融構造」(前掲、『紀要』第37号、1988年)をみられたい。
- 56) またこの「体制組織化」の金融面からのあらわれとして、銀行合同過程の一層の進行と5大銀行支配の定着がすすむ中で政府の金融政策の浸透が一段と強化されたことも重要であろう。
- 57) 戦間期日本農業の基本的動向に関して詳しくは、拙稿「戦間期日本資本主義の農業構造」(前掲、『紀要』第39号、1990年)を参照のこと。
- 58) そのうえで総体的な農業危機状況の下で農政も深化と転換にみまわれ、価格政策とともに社会政策的な土地政策もその出発点が画されるのであって、農業構造の現代化の端初がみてとれよう。
- 59) この点については、例えば大石嘉一郎編『戦間期日本の対外経済関係』(日本経済評論社、1992年)、拙稿「戦間期日本資本主義の対外関係」(前掲、『紀要』第38号、1989年)、などをみられたい。
- 60) それは一方では重化学工業原料・材料の確保、重化学工業製品の輸出市場、過剰資本の輸出先という点で日本資本主義の現代化に対応した必然的なものであったが、他方ではそれは原材料の円滑な確保には結びつかず、むしろ民族運動の高揚をもたらしつつ破綻を運命づけられたものであった。
- 61) 戦間期における日本の景気循環については、拙稿「戦間期日本資本主義の景気循環」(前掲、『紀要』第40号、1991年)を参照のこと。
- 62) 周知のようにこの金融恐慌は国際的連関性を欠いたものであり、20年恐慌以来の不良企業に対する銀行貸付の固定化にその原因をもっていたが、その結果5大銀行への集中、高金利状況の是正、日銀の「救済機関」化がすすんだことも注目されよう。
- 63) 戦間期日本の労資関係の基本構造の立入った内容については、西成田豊『近代日本労資関係史の研究』(東大出版会、1988年)に詳しい。また拙稿「戦間期日本資本主義の労資関係」(前掲、『紀要』第41号、1992年)をもみよ。
- 64) つまり労資関係の再編と労資対立の本格化に対応して「集团的・団体的関係」に立脚した労資の階級的利害対立を認めつつそれを体制内で調整＝調停するという方向を打ちださざるをえなかったのであり、したがって20年代において現代的＝協調的国家労働政策はその本格的定着をみたといえよう。
- 65) つまり「農業構造」は自律的な論理によって内在的に展開をとげるというよりは、資本蓄積の動向から作用を受けて被規定的に動くという性格が強い。
- 66) 前掲、三和「経済政策体系」307頁。
- 67) 具体的には、一方では赤字公債の中央銀行引受を実行することを通して赤字財政を作りそれにもとづく経費拡大によって公共事業や社会保障をすすめることにより有効需要を人為的に創出するとともに、他方では低金利政策によって銀行・信用機能を向上させそれが資本活動・雇用促進を引きおこす、というメカニズムが作用する。
- 68) 以上の展開の具体的経過について詳しくは、前掲、『帝国主義の研究』308-10頁をみよ。
- 69) 管理通貨制の制度的確立としては1942年の「日銀法」改正を正式には待たざるをえない。
- 70) いい換えれば、財政政策と金融政策とが資金創造＝通貨コントロールの政策という点で結合・一体化されて「通貨政策」とみなされつつ、それによって有効需要の人為的創出をはかりつつ景気調整と体制安定化が目的とされるといってよい。なおこの点について詳しくは、大内力「現代財政の基本問題」(大内力編『国家財政』東大出版会、1976年、所収)を参照のこと。
- 71) 例えば加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会、1973年)序章などをみよ。またいうまでもなく前掲、三和「経済政策体系」もこのラインの上に位置づけられる。さらに拙稿「日本マルクス経済学の見方」(馬渡尚憲編『現代の資本主義』御茶の水書房、1992年、所収)をも参照のこと。
- 72) その点では大内氏が体系化された財政・金融の通貨面からする景気調整策は国独資の「手段」＝「条件」ではあるもののそれは決して「本質」そのものではなく、「本質」はそれをさらにすすめた「体制維持」自体にこそあると考えられる。
- 73) 前掲、三和「経済政策体系」293頁を参照。
- 74) こうまとめると、大内説による管理通貨制→通貨管理→景気調整というポイントは、このような「体制

- 維持」を課題とした国独資の「本質」のその「手段」＝「条件」であるし、井上・宇佐美説による国家統制→国家の生産面までの介入というポイントは、この「本質」のその単なる「現象」にすぎないことがわかり、いずれもなお一面的理解にとどまっていることが判明しよう。
- 75) アメリカ・ニューディールの立入った内容と意義については、例えば戸塚・徳永編『現代労働問題』（有斐閣，1977年）第2章Ⅲ，東大社研編『ナチス経済とニューディール』（東大出版会，1979年）第7・8章，などに詳しい。
- 76) ドイツ・ナチス経済の概略と特質に関しては、前掲，戸塚・徳永編『現代労働問題』第3章Ⅳ，前掲，東大社研編『ナチス経済とニューディール』第1・2・4章，を参照のこと。
- 77) ナチスにおける公共資金調達様式の立入った内容については、塚本健『ナチス経済』（東大出版会，1964年）254—69頁に詳しい。
- 78) 大内力・戸原四郎・大内秀明『経済学概論』（東大出版会，1966年）321—22頁。
- 79) 前掲，戸塚・徳永編『現代労働問題』270—76頁参照。
- 80) つまり，一方で労働市場への労働力供給を制限ないし減少させながら，他方雇用機会創出についてはすでにみた公共投資による土木事業・住宅建設などの他軍需産業の拡大による雇用の吸収効果は一段と高められた。
- 81) このような把握については馬場宏二『現代資本主義の透視』（東大出版会，1981年）43—47頁に興味深い検討が展開されている。